

福山駅前広場再整備（暫定）工事覚書

山陽本線福山駅前広場整備（暫定）工事（以下「工事」という。）の施行について、福山市（以下「甲」という。）と西日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、つぎのとおり合意する。

（位置及び設計）

第1条 福山駅前広場の再整備区域及び設計は、別紙図面のとおりとする。

（工事の施行）

第2条 工事は全て、甲が施行するものとする。

（工事の費用）

第3条 工事に要する費用は全て、甲が負担するものとする。

（財産の帰属）

第4条 工事しゅん功後の施設物は全て、甲が所有するものとする。

（保守）

第5条 施設物の保守に係る費用については全て、甲が負担するものとする。

（管理運営）

第6条 駅前広場の管理運営については、別途協議して定めるものとする。

（施設の変更）

第7条 将来駅前広場の拡張又は形状変更若しくは広場内の施設を変更しようとする場合は、甲・乙協議するものとする。

（その他）

第8条 この協定に規定しない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲・乙協議するものとする。

以上の証として、この覚書2通を作成し、甲・乙おのおの押印のうえ各自その1通を保有する。

2007年（平成19年）2月28日

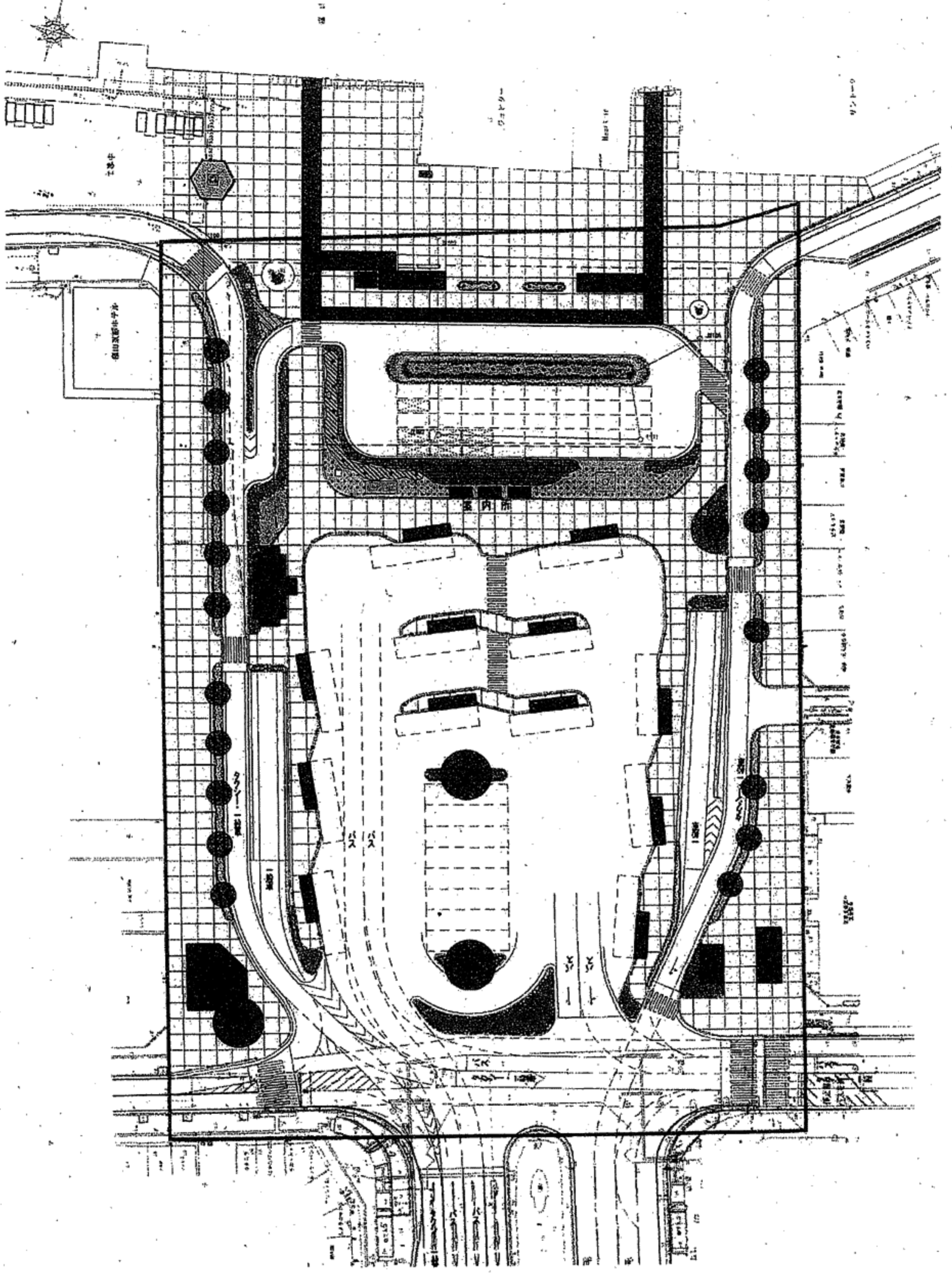
甲 福山市東桜町3番5号
福山市
福山市長

羽田 皓



乙 岡山市駅前町二丁目1番7号
西日本旅客鉄道株式会社
執行役員岡山支社長 丸山 依





凡例

再整備区域